「関係人口創出・拡大に向けた動画発信事業」実施業務

業務委託仕様書

（別紙１）

１　概要

富山県の関係人口創出・拡大に向けて、富山の寿司を入口とした動画コンテンツを制作し発信することにより、「寿司といえば、富山」という認知度を全国で高め、旅行・食体験などの行動を具体的に喚起し、本県の良質なイメージの形成を図る。これにより関係人口の増加や、本県のファンを醸成することを目指す。

２　業務名　「関係人口創出・拡大に向けた動画発信事業」実施業務

３　委託期間

　　契約締結日から令和８年３月31日まで

４　委託業務の内容等

　　業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、業務全体の行程やコンテンツ制作の進め方等については、県と協議の上、実施すること。

1. 本業務におけるターゲットの設定

（ターゲットの考え方）

　①　北陸への旅行に関心があるが、食（グルメ）を一番重視はしていない。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 首都圏・関西圏 |
| 年代 | 30～50代 |
| 価値観 | ・旅行の主な目的は、リフレッシュや非日常の体験であり、食（グルメ）は旅の構成する要素のうちのひとつと捉えている。・旅行サイトやSNS、Mapの口コミをもとに調べている。 |
| 訴求内容 | 寿司が富山との繋がりを感じさせるもの、旅の満足度を高めるものであること |

②　食（グルメ）を目的として、訪問先を決めている

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 首都圏・関西圏 |
| 年代 | 30～50代 |
| 価値観 | ・食に関する情報に敏感であり、新たな発見や特別感を重視している。・美味しさだけでなく、職人のこだわりや背景まで強い関心を持っている。 |
| 訴求内容 | 富山県の寿司における奥の深さや新たな気づき |

|  |  |
| --- | --- |
| 行動変容 | 「寿司」でイメージする都道府県として「富山県」を思い浮かべる認知度が高まり、富山県や富山県の寿司のファンになってもらうことで、実際に富山の寿司店で食事を楽しむ、富山産の寿司を購入する、SNS等で富山の寿司を話題にするなどの行動が増えている。 |

（起こしたい行動変容）

1. 目標値（ＫＰＩ）の設定

・本業務の目的を達成するうえで必要な目標値として、動画コンテンツ30本以上の制作を設定すること。

・上記動画を軸に、契約期間内の総再生回数の目標値として、30万回以上を設定すること。

・その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目や目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。 （登録者数、各再生回数、動画に対する好意的なコメント率、動画視聴からのコンバージョン、SNSでの話題化など）

・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

1. コンテンツ企画・制作
2. 企画内容
3. ターゲットに対して有効に訴求できる企画・テーマを検討し、提案すること。
4. 制作した動画コンテンツを集約・蓄積するプラットフォームを新規に開設し、動画コンテンツの公開、視聴者への対応ができるよう運用すること。

※なお、動画コンテンツの公開は、YouTubeを活用することを想定している。ただし、YouTube以外の媒体の活用することを妨げるものではなく、より高い発信効果が見込まれる媒体がある場合は、その運用方法と併せて提案すること。

1. 上記以外のSNS（Instagram、X（旧Twitter）、TikTok等）も複合的に組み合わせて、ターゲットに対して効果的な訴求を提案し、実行すること。
2. 取材対象の選定、交渉、取材、撮影、編集等、コンテンツの制作及びこれらに関する各種調整
3. 視聴者からのコメントや分析を行い、継続的な運用改善を図ること。

1. 制作するコンテンツ
2. 内容
	* 「寿司といえば、富山」のイメージを醸成させるもの
	* 富山県の寿司の奥深さや新たな気づきを与えるもの
	* 富山県の寿司を入口として、富山県に訪れたくなるようなもの
	* 以下のような富山県の寿司との親和性の高い要素を組み合わせたもの

「漁師や生産者」、「地酒」、「工芸」、「富山での暮らし（食文化）」など

1. 動画コンテンツの制作計画に関すること
	* ４（２）KPIとしても設定している動画コンテンツは、長尺動画（5分程度）を基本とすること。
	* 上記で制作する長尺動画を素材として、長尺動画1本あたり5本程度、SNS展開用の短尺動画(ショート動画)を編集、制作すること。
	* 横長(16:9)・縦長(９：１６)など、公開する媒体や、スマートフォンやPC等の視聴端末に応じた適切な画角、フォーマットで制作すること。
	* 事業実施スケジュールを作成し、県に提示すること。
2. 編集
	* 映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集を行うこと。
	* 完成までに発注者から複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。
3. その他
	* 取材に係る必要経費（交通費、宿泊費、取材費、著作権使用料等など）は委託料内で支払いをすること
	* 取材した動画や画像の二次利用については、県が富山県のPRを目的に使用する場合の利用を妨げないこと。なお、原則として、令和7年度以降も継続的に配信できる内容とすること。
4. インフルエンサーの選定、起用について

必要に応じてインフルエンサーを起用する場合、４（１）～（３）に適したものを選定することとし、企画提案時に起用を想定しているインフルエンサーの名称、フォロワー数及びフォロワーの属性等を明示すること。

1. 編成と統括

継続的に動画コンテンツを制作・発信できるよう体制を整えること。制作チームを編成する場合は、下記の留意事項を留意すること。

* 1. コンテンツ制作（取材、撮影、編集等）に必要なスキルを有するクリエイターの選定および編成
	2. 編成規模、構成は、本仕様書に定めるコンテンツ制作要件を満たすものとする。
	3. 受注者は、編成したチームを統括するものを定めること
1. 受注者による広告運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、
説明のうえ、承認を得ること。

 　　【広告運用計画に盛り込むべき事項】

* 1. 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

* 1. 事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

Ａ）広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）

Ｂ）掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）

Ｃ）各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）

Ｄ）各広告（上記C）の経緯配分のバランス方針

Ｅ）各広告（上記C）の具体的な運用方法

Ｆ）運用スケジュール（後述（５）参照）

* 1. 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針
	2. 広告効果の検証及び運用の見直し方法
	3. 目標設定（前述（２）参照）
	4. その他必要な事項
1. 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作
	* ４（３）で制作した動画を活用すること
	* ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること
2. 広告の運用管理
	* 広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
	* 広告期間は協議のうえ、決定することとする。
	* 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
	* 本委託事業の広告運用により、メディアやSNSに関係記事や投稿が掲載された際の露出成果や認知効果については、広告費に換算して県に報告すること。
3. 経費配分の目安
広告費用にかかる経費の合計が、全事業費の概ね2割以内とする。
4. 効果検証に関すること
	1. 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、配信設定の見直しについて、定期的に協議すること。
	2. ＫＰＩの進捗状況を毎月報告し、必要に応じて課題の改善を行うこと。（必ずしも全てのＫＰＩについて報告を求めるものではない。）
	3. 上記のほか、本事業の情報発信が本県のイメージアップや行動喚起などつながったかどうか、コメント等により確認すること。
	4. １か月に１回以上、制作したコンテンツの内容や効果検証等について、担当と会議を行うものとする。

５ 成果物

成果物は以下のとおりとする

1. 成果報告書（ＫＰＩの達成状況や広告実績等を含む）
2. 制作したコンテンツの一式（動画、画像、写真、文章 等） 。なお、本業務により制作し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、提出した県で二次利用可能な形態でデータにて納品すること。
3. 制作した動画コンテンツを集約・蓄積したプラットフォーム

６ 留意事項等

1. 電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
2. 業務の実施に当たっては、発注者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
3. 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
4. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
5. この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。